

# 貨物船等の積荷流出事故対策について

【 国土交通省・海上保安庁・水産庁 】

## 提案の内容

近年、多発している貨物船等の積荷流出事故に対して、海上航行の安全を確保する観点から、事故防止対策と事故発生時の緊急支援対策を早期に確立すること。

- ・船舶の所有者に対し、積荷の流出事故が起きないように指導を強化するとともに、積荷流出事故の通報や船主責任保険の義務づけなどの措置を講じること
- ・積荷流失事故発生の場合、国が、原因者に代わって迅速な流出積荷回収などの代執行を行う制度を創設すること
- ・事故の内容によって、国による迅速な代執行が困難な場合、災害対応と同様、関係自治体などに回収を委託し、その費用補填を国が行う制度とすること

## 【 現状と課題 】

流出事故処理の現状と補償の状況

- ・木材流出事故等が生じた場合、県、県漁連、海上保安部が連携し、市町村、関係漁業者の協力により、回収・処理作業を行っている。
- ・平成15年11月、平成16年2月、12月に島根県沖合いで木材流出事故が連続発生。多額の漁船被害にのぼったが、11月の場合を除き原因者が特定できず、被害補償はなされなかった。
- ・これまで、漁業関係者の流木回収に係る経費については、燃料費、漁船乗組員日当についてのみ県が措置している。
- ・洋上における漂流物の回収や処理を被害者が中心になって処理している。
- ・国交省が本年5月、海洋汚染防止法の一部改正を行い、我が国領海（距岸12海里）内での流出木材について、原因者に対し回収命令を出すことが可能となった。



平成15年11月島根県大田市沖で発生

## 【 本県の取組状況・方針 】

日本海の関係県や、全国海区漁業調整委員会を通じて国に要望している。

近年多発する積荷流出事故に対して、県を中心として関係機関からなる緊急連絡体制を構築し、事故発生時の対応に備えている。

県では、流失事故発生の際に県漁業者団体へ協力要請を行い、流木回収を行っている。

平成18年2月2日に、国会議員及び国交省、海上保安庁、水産庁、県漁連、本県による貨物船等の積荷流出事故対策意見交換会が開催され、国に対し主体的に対応を行うよう要請したところ、今回、国交省により海上汚染防止法の一部改正が行われた。

## 【 提案要望の効果 】

積み荷保険の義務づけや、流失通報の義務化等により、事故発生の防止効果が向上する。一般航路の安全確保とともに、沿岸・沖合漁業の安全操業が確保され、漁業経営の安定につながる。

事故発生においては、国が主体となって回収を行うことにより、関係自治体や関係機関の負担が大きく軽減される。

緊急連絡体制の整備や予算措置により、事故発生に対して関係機関が連携した迅速な対応が可能となる。

URL : <http://www.pref.shimane.jp/section/mizube/tayori/H16-2.pdf>